

◎新潟県告示第123号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次のとおり串川頭首工管理規程、魚野川及び登川取水施設（サイホン）管理規程及び魚野川頭首工管理規程の変更を認可した。

令和5年2月10日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 管理規程を変更した者の所在及び名称  
南魚沼市六日町949番地6  
南魚沼土地改良区
- 2 認可年月日  
令和5年1月31日
- 3 認可した管理規程の概要
  - (1) 串川頭首工管理規程
    - 第1章 総則
    - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
    - 第3章 点検及び整備に関する事項
    - 第4章 緊急事態に置ける措置に関する事項
  - (2) 魚野川及び登川取水施設（サイホン）管理規程
    - 第1章 総則
    - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
    - 第3章 点検及び整備に関する事項
    - 第4章 緊急事態に置ける措置に関する事項
  - (3) 魚野川頭首工管理規程
    - 第1章 総則
    - 第2章 取水・放流・およびゲートの操作
    - 第3章 点検及び整備に関する事項
    - 第4章 緊急事態に置ける措置に関する事項
    - 第5章 雑則